

卒業の認定に関する方針

本校は、学則第 25 条において、卒業の要件として次のすべてを満たした者に卒業を認定すると定めています。

- 1 修業年限以上在籍した者
- 2 修得すべきすべての科目の単位認定を受けた者

さらに本校は、国家資格である理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士、介護福祉士、看護師の養成施設として、また医療保険事務員・医師事務作業補助者を育成する教育機関として、現代社会や医療機関の要請に応えるべく、「高い技術と豊かな心」を教育理念として掲げており、その具体像として本校学生のあるべき姿を次の通り定めています。

- 1 医療専門職として必要な知識及び技術を習得することは言うまでもなく、それらを高い水準にまで高めるため日々精励努力すること
- 2 友人や教職員だけでなく、臨地実習等における学校外の指導者及び医療施設等利用者等との関わりの中で人間性の涵養や職業的倫理観の習得に努めること

卒業の認定にあたっては、学則に定める要件を満たし、かつ本校の教育理念の体現に努めた者に対し、その証として卒業を認定することを方針としています。